

札幌市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市食品衛生法施行条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の法」に改める。
- (2) 別表5の15の項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表の26の項中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同表の31の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改める。

第2条 札幌市食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条及び第3条の2を削る。
- (2) 第4条中「別表5」を「別表2」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。
- (3) 別表2から別表4までを削る。
- (4) 別表5中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同表を別表2とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年6月1日から施行する。

（理 由）

食品衛生法等の一部改正に伴い、本市における公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除する等のため、本案を提出する。